

令和6年度（令和5年分）
市民税・県民税申告相談のお知らせ

市民税課(☎457-2145)
〒430-0948
浜松市中央区元目町120-1 元目分庁舎

再編前の中区
(アクトシティ浜松)

- 1 相談会場 アクトシティ浜松 展示イベントホール
※無料の駐車場はありません。公共交通機関や有料駐車場をご利用ください。
- 2 受付時間 午前9時～午後4時
- 3 日 程

2月	対象地区	町名
16日 (金)	中央、北、アクト、江東	利町、紺屋町、松城町、元城町、神明町、連尺町、肴町、田町、池町、尾張町、元目町、北田町、旭町、鍛冶町、千歳町、伝馬町、大工町、山下町、中沢町、元浜町、下池川町、野口町、八幡町、船越町、常盤町、早馬町、東田町、板屋町、中央一～三丁目、木戸町、相生町、佐藤一～三丁目、天神町、富吉町、向宿一～三丁目、名塚町、領家一～三丁目、中島町、中島一～四丁目
19日 (月)		
20日 (火)	曳馬	新津町、茄子町、助信町、高林一～五丁目、曳馬町、曳馬一～六丁目、細島町、十軒町、早出町、上島一～七丁目
21日 (水)		
22日 (木)		
25日 (日)	全地区	
26日 (月)	西、県居、佐鳴台	栄町、西伊場町、南伊場町、鴨江一～四丁目、鴨江町、中山町、三組町、元魚町、旅籠町、平田町、塩町、成子町、菅原町、東伊場一～二丁目、佐鳴台一～六丁目
27日 (火)		
28日 (水)	駅南、江西	砂山町、寺島町、龍禅寺町、北寺島町、海老塚町、海老塚一～二丁目、西浅田一～二丁目、上浅田一～二丁目、南浅田一～二丁目、浅田町、森田町、春日町、神田町、瓜内町、法枝町
29日 (木)		
3月	対象地区	町名
1日 (金)	城北、富塚	鹿谷町、広沢一～三丁目、高町、城北一～三丁目、布橋一～三丁目、文丘町、和地山一～三丁目、蜷塚一～四丁目、山手町、富塚町
4日 (月)		
5日 (火)		
6日 (水)		
7日 (木)	萩丘	住吉一～五丁目、幸一～五丁目、萩丘一～五丁目、小豆餅一～四丁目、葵西一～六丁目、葵東一～三丁目、高丘町、高丘東一～五丁目、高丘西一～四丁目、高丘北一～四丁目、泉町、泉一～四丁目、和合町、和合北一～四丁目、花川町、西丘町
8日 (金)		
11日 (月)		
12日 (火)		
13日 (水)	全地区	
14日 (木)		
15日 (金)		

※市民税課(元目分庁舎)や市役所(中央区元城町)では、2月16日(金)から3月15日(金)まで申告の相談を行っていません。
※申告する際の注意点等は、裏面をご確認ください。

申告するときに注意すること【所得税、市民税・県民税 共通】

- ◆ 医療費控除の適用を受けたい人は、必ず、「医療費控除の明細書」を添付してください。(医療保険者から交付を受けた医療費通知が要件を満たしている場合は、明細書へ添付することで記入を省略できます。なお、医療費の領収書の添付や提示では医療費控除の適用を受けることはできません。)※セルフメディケーション税制も同様です。
- ◆ 『ふるさと納税ワンストップ特例制度』は、所得税の確定申告書や市民税・県民税の申告書を提出しないときに適用される特例です。各申告書を提出するときは、必ず、申告書の所定の欄に控除額や寄附先・寄附額を記入してください。なお、所得税の確定申告書を提出する人は、2表「住民税に関する事項」への記入もお願いします。
- ◆ 「医療費控除の明細書」や「(営業・農業・不動産所得などの)収支内訳書」は、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」での作成が便利です。

『市民税・県民税申告書』を自宅などで作成できます

市民税課 ☎457-2145

●申告用紙に手書きで記入して作成

- ・ 申告書と申告の手引などは前年の実績から対象者へ「2月上旬に郵送」します。
- ・ 申告が必要で書類が届かない人は、市民税課へ「郵送希望」の連絡をしてください。

又は

●浜松市ホームページで作成して印刷

- ・ 『市民税・県民税申告書作成コーナー』で必要項目を入力。印刷した申告書に必要事項を追記。
※令和6年度申告書は1月下旬から作成できます。
- 申告書の作成、申告用紙・手引などのダウンロードはこちら↓

浜松市 HP ▶

申告書作成コーナー

検索

●作成した市民税・県民税申告書と下記の書類を同封して『市民税課へ郵送』

- ① 原本を同封…給与や年金の源泉徴収票、事業所得や不動産所得の収支内訳書など
医療費控除の明細書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料などの控除証明書、
社会保険料や寄附金の領収書(寄附金控除に関する証明書)など
- ② 写しを同封…「マイナンバーカードの表面及び裏面」又は「番号確認書類と身元確認書類(運転免許証など)」
※書類(原本)の返却を希望する人は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。なお、②の書類は返却いたしません。

税務署からのお知らせ(所得税の確定申告について)
～「スマホやパソコンでe-Tax」が簡単・便利です～

【再編前の中・西・北区】浜松西税務署 ☎555-7111(代表)

【再編前の東・南・浜北区、天竜区】浜松東税務署 ☎458-1111(代表)

国税庁ホームページの
「確定申告書作成コーナー」で作成

詳しくは、国税庁ホームページへアクセス

国税庁 HP ▶

確定申告

検索

スマホの人は
こちらから →「e-Tax (電子申告)」で送信
または、印刷して下記へ郵送

【郵送先】名古屋国税局業務センター 浜松西分室

※インターネットを利用しない人は、税務署へお電話で、
申告用紙や手引などの郵送を依頼してください。

管轄の税務署へ電話 → 音声案内で「0」を選択

◆確定申告相談会等の開催について

区分	会場	開設期間(土・日・祝日を除く)	開設時間
① 確定申告相談会場	アクトシティ浜松	2月16日(金)～3月15日(金) ※2月25日(日)は開設します。	午前9時～午後5時
② 住宅ローン控除(借入金等特別控除)説明会	展示イベントホール	2月13日(火)～2月15日(木)	午前9時～午後4時
③ 税理士による無料税務相談所	イオンモール浜松志都呂 2階 イオンホール	1月30日(火)～2月2日(金)、 2月5日(月)～2月7日(水)、2月9日(金)、 2月13日(火)、2月14日(水)	午前10時～正午、 午後1時～午後4時30分

◎ 各会場への入場には「入場整理券」が必要です。入手方法については以下のとおりです。

国税庁 LINE 公式アカウント

- ・オンラインによる事前発行(LINE アプリ)および当日配付…①および②の会場
- ・当日配付のみ…③の会場

※入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

◎ ①および②の会場では、基本的にご自身の操作によるスマホを利用した申告書の作成指導を行います。スマホやマイナンバーカード(発行時に設定した2つのパスワードが必要)をお持ちいただくと、申告書の作成がスムーズに行えます。

◎ ③の会場では、譲渡所得(株式等譲渡所得を含む)、山林所得、贈与税、相続税の申告や複雑な消費税及び地方消費税などの相談には応じられません。また、開店前は「専門店街地下D 東側入口」に並んでください。

